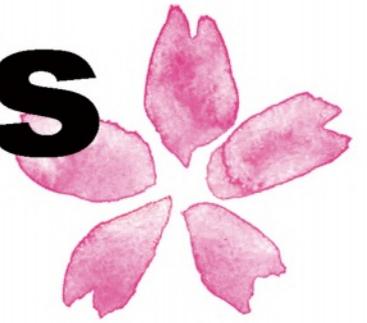


# NBC Plus

vol.15



も っ と  
知 っ て お き た い  
相 続 税 の 話。



# 社長のための 相続トラブル 対策

文：NBCコンサルティング株式会社

- ① 基礎控除40%カットで相続税を支払う人が2倍になる！
- ② 富裕層の増税と、サラリーマン相続税対象者の急増！
- ③ 今こそ問われる納税対策！
- ④ 恐怖税となり得る相続税…時間と事前準備次第では怖くない！



**4人家族**

**改正前**  
5,000万円  
+1,000万円×3人  
=8,000万円

**改正後**  
3,000万円  
+600万円×3人  
=4,800万円

これまでの相続税法では、基礎控除額（5000万円+法定相続人一人につき1000万円との合計額）が課税価格（相続税の対象となる財産の総額）から控除されていたが、今回の改正ではこの基礎控除額を40%縮小して：  
 「5000万円×60%＝3000万円  
 +法定相続人一人につき1000万円×60%＝600万円との合計額」とされた。これを4人家族（つまり相続人は3人）で例えてみると…

「時間」と「準備」で万全な対策が可能！  
 ↳ 主な相続税制改正の内容、基礎控除額40%縮小  
 課税対象者の拡大

「こんなに上がる相続税とこんなに下がる節税対策を一挙公開」



例 父の財産を妻[65歳]・子[40歳]・子[38歳]で相続した場合。

- 一次相続  
妻…住居用土地・建物・預貯金を相続  
子…その他を1/2ずつ相続
- 二次相続  
子…1/2ずつ相続

| 資産名   | 評価額       | 割合     |
|-------|-----------|--------|
| 住居用土地 | 7,000万円   | 32.41% |
| 建物    | 3,000万円   | 13.89% |
| 生命保険金 | 1億円       | 46.30% |
| 非上場株式 | 500万円     | 2.31%  |
| 預貯金   | 1,000万円   | 4.63%  |
| その他   | 100万円     | 0.46%  |
| 合計    | 2億1,600万円 |        |

現行と改正の比較

■現行相続税  
一次相続では……419万円  
二次相続では……1,200万円  
現行相続納付税額……1,619万円

■改正相続税  
一次相続では……803万円  
二次相続では……1,990万円  
現行相続納付税額……2,794万円

■改正による増加率  
2,794万円÷1,619万円=172%

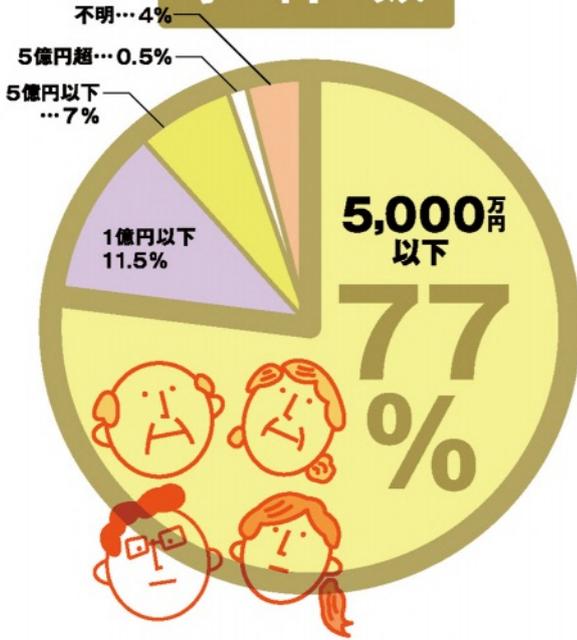
改正に伴い、  
一次・二次相続時の  
納付税額が1.7倍



例えば、ご主人が亡くなった数年後に配偶者である奥様が亡くなった場合、一次相続時には配偶者に対する税額軽減があるため相続税を大幅に抑えることができるが、二次相続では配偶者に対する税額軽減がないため一次相続時に軽減された相続税は、二次相続で納付しなければならぬことになる。(当然、基礎控除は二次相続でも考慮される。しかし、基礎控除額は縮小されている…)

父親が亡くなり、一次相続で遺産総額が2億1600万円、法定相続人は配偶者と子供二人、その後配偶者(母親)が亡くなり二次相続が発生した場合、一次・二次相続を連算すると改正前の相続税法では納付税額1619万円であるが、改正後では2794万円となり、改正により約1.7倍の増税となる。ここで注目しなければならぬことは、一次相続では配偶者に対する税額軽減を利用できるが、二次相続では税額軽減を利用できないために大幅な増税となることである。このように、相続税制改正の影響は一次・二次相続を連算して判断する必要がある。

遺産分割  
事件数



引用：最高裁判所「司法統計年報」平成23年度

相続裁判の  
77%は相続税が  
かからない  
家庭です。



相続に関わる問題は、納税だけでなくまららない。昨今相続人間におけるトラブルも急増している。特に懸念するのは、相続税とは無縁という層が抱えている相続人間(身内)の相続トラブルであり、相続裁判の77%は相続税のかからない基礎控除額以下の家庭で起きているのが実態である。

相続税がかからない家庭に限ってモメる。その原因は「遺言書がない」ということ。

遺言書を書かずにそのまま亡くなると相続人間で「誰が何をもらうか?」の「遺産分割協議」が必要となり、全員の合意が必要不可欠となる。一人でも反対したら合意とはならない。

また、残された遺産が換金性のないあるいは換金することが難しい土地家屋等の不動産、自社株式などであれば事態は最悪である。

特に、時価の高い首都圏・関西圏に不動産を持っていけば、増税になる可能性が高く、25%の人が増税の余波を受けるとの試算もある。この度の増税は、相続税には縁がないと安心していた人たちにとって大変な事態となりそうだ。

残す側も  
残される側も

# TRY! 相続税シミュレーション

現行の相続税を  
把握することから始めよう。

## ① 最終課税対象額を計算

課税価格の総額 (遺産総額の評価額 - 非課税額等) - 基礎控除 (5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人.....人) = **a** 万円

最終課税対象額

## ② 各法定相続人の仮の相続税額 C を計算する

最終課税対象額 **a** 万円 × 法定相続割合 (図1参照) **b** × 税率 (図2参照) % - 控除額 (図2参照) 万円 = **C** 万円

## ③ 法定相続人全員分の C を合計し、相続税の総額を計算する

**C** + **C** + **C** ... = **d** 万円

相続税の総額

(図1) 法定相続割合

|                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| 相続人が配偶者と被相続人の子供 | 配偶者: 2分の1<br>子供: 2分の1 |
| 相続人が配偶者と被相続人の父母 | 配偶者: 3分の2<br>父母: 3分の1 |
| 相続人が配偶者と被相続人の兄弟 | 配偶者: 4分の3<br>兄弟: 4分の1 |

なお、子供、父母、兄弟がそれぞれ2人以上いるときは、原則として均等に分けます。

(図2) 相続税の速算表

| 法定相続人の取得金額(法定相続分)  | 税率(現行) | 控除額     |
|--------------------|--------|---------|
| 1,000万円以下          | 10%    | なし      |
| 1,000万円超~3,000万円以下 | 15%    | 50万円    |
| 3,000万円超~5,000万円以下 | 20%    | 200万円   |
| 5,000万円超~1億円以下     | 30%    | 700万円   |
| 1億円超~3億円以下         | 40%    | 1,700万円 |
| 3億円超               | 50%    | 4,700万円 |

他に未成年者控除・障害者控除・外国税額控除などの控除がある。

## ④ 実際に相続する割合を算出

| 誰に (法定相続人全員)  | b 法定相続割合 (図1参照) | 各人の仮の相続税額 (②の計算式を使う) | 実際の分割 (何をどれだけ) | e 実際に分割した財産の評価額 | f 実際に相続する割合 (e ÷ g) |
|---------------|-----------------|----------------------|----------------|-----------------|---------------------|
|               | /               | 万円                   |                | 万円              |                     |
|               | /               | 万円                   |                | 万円              |                     |
|               | /               | 万円                   |                | 万円              |                     |
|               | /               | 万円                   |                | 万円              |                     |
|               | /               | 万円                   |                | 万円              |                     |
|               | /               | 万円                   |                | 万円              |                     |
|               | /               | 万円                   |                | 万円              |                     |
| 法定相続人全員の名前を書く |                 | 万円 ← d 合計            | g 合計 →         | 万円              |                     |

## ⑤ 最後に、各人が実際に収める相続税額を計算する

相続税の総額 **d** 万円 × 実際に相続する割合 **f** = 各人が収める相続税額 万円

ただし、配偶者は1億6,000万円が、法定相続割合(図1)の財産のどちらか多い金額まで非課税

配偶者と一親等血族(亡くなった人の親や子どもおよび代襲相続人)以外は2割加算。  
※法定相続人以外の方が相続する場合にはこの限りではない。

不安になった方へ  
相続のキホンを知って  
最大、70%の節税ができる相続税セミナー

詳しくは  
同様のチラシを  
ご覧ください。

# 相続税の超・キホン

## Q & A 私は争わない。

この度の増税は、「相続税には縁がない」と安心していただけの人たちにとって大変な事態となる。相続に関わる問題は、納税だけにとどまらず、昨今相続人間におけるトラブルも急増している。最も懸念すべきは、相続税とは無縁という層が抱えている相続人間(身内)の相続トラブル。相続税の入門として、超・キホンの3大心得をお伝えしたい。

### キホンの心得 3カ条

- 1 **最重要!**  
骨肉の争いを避ける
- 2 節税策は時間と準備が必要である
- 3 納税資金を確保する

### 知っておきたい 相続税の心得とは？

相続税の負担を回避するには、自分の身を守るように賢く節税するしかない。生前に努力して築いた財産が、換金性のない、あるいは換金することが難しい財産である場合、金銭一時納付を原則とする相続税を納付できない。さらに追い打ちをかけるように、相続財産で争う家族が急増している。

**Q** 漠然と怖い相続税。  
何を心得れば  
いいの？

**A** 「時間」と「準備」を  
惜しまなければ  
相続税は怖くない

**Q** 節税のキホンは？

**A** 減らす対策と  
増やす対策を講じる

相続税の節税は、遺産の課税対象額をいかにして減らすか、または相続税がかからない非課税財産・基礎控除額をいかに増やすかの両面を基本に対策を講じなければならない。

最も有効な節税策は、課税財産を減らす対策を取ることである。特に今回の税制改正では贈与税の減税路線が引かれたことが納税者には唯一の明るい話題である。

例えば、孫が法定相続人でなければ相続開始前3年以内の贈与財産の加算(生前贈与加算)の規定には該当しないことから、暦年で贈与をしても相続税としては大きな節税策となる。

課税財産を減らす方法は、あらかじめカネをモノに換えておくことである。なぜなら相続税を計算する場合の財産の評価では、モノは時価より低めに計算されるからだ。不動産である土地家屋が代表格であり、これらは更に、同居などの諸条件が満たされていれば大幅な減額措置(小規模宅地等の特例)

# 相続税の「時間」と「準備」。

相続は、備えあれば、憂いなし。🕒 ! 🗨️ ?



を適用できる。

また、相続時における相続税の納付準備、家族の財産分与の準備のためにも保険（一定の非課税枠があり、カネよりも有効）を契約しておくことも有効な対策の一つである。

## 節税の基本と対策

### 遺産の評価額

| 課税対象額<br>減らす対策 | 非課税・基礎控除<br>増やす対策 |
|----------------|-------------------|
| ①生前贈与          | ①養子縁組             |
| ②不動産購入         | ②借金               |
| ③保険契約          | ③非課税財産取得          |
| ④自社株式の評価減対策    |                   |

**Q** 人のトラブルを回避するには？

**A** 遺言書と遺留分に注意

仮に相続税がかからなくても、相続人間のトラブルを回避するために遺言書を書き、更にはその内容が遺留分

（相続財産のうち、一定の相続人に法律上、必ず残しておくなければならない）とされている一定の割合額。法定相続分の二分の一）を侵害しないように配慮した財産分与となっていることが必要不可欠である。遺留分が不足すれば生命保険を契約して対策を講じることを検討する。ただし、「遺留分」を考慮すれば財産を誰にどれだけ与えるかは自由である。残った親族に骨肉の争いをさせるために財産を残したいと思っている人はいないと思うが、やるべきことをやっていないために、その原因をつくり出している人は意外と多い…。

相続税がかかる人も、かからない人も相続は生前対策で解決できる！

人生の最期をもって始まる相続！。

「うまくやるためには生前、それも早くからの準備にかかっている。」というのはよく耳にする話。まずは、

- ①「相続の基本」をしっかりおさえ
- ②実際にいくらになるかシミュレーションを行い、その上で対策を検討する必要がある！

# 経営者 出会って いいんだ。

**絶対にハズしてはいけない(と考えている)  
採用基準とはなんだろうか。**

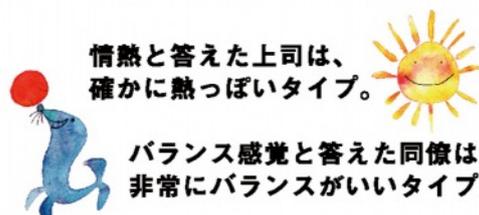
- 素直？勉強家？部活やった？
- リーダーの経験があるか？
- 知識？スキル？
- 国家資格保有？
- なんとなく明るいこと？
- なんとなく苦勞人？顔？

—自社で聞いてみた。

**絶対にハズしてはいけない(と考えている)  
採用基準とはなに？**

- 情熱(利他に支えられた志)
- 逆算思考(ゴールから考える力)
- 実行力・継続力(動く勇気・続ける根気)
- バランス感覚(素直さ+わきまえた感じ)
- 特異・異質な何か(尋常ではない努力の形跡、  
皮肉屋であっても切れ味があったり  
特異な経歴をもつ人物)
- 目つきがいい人物
- 強い個性(協調よりも主張する人間)

など、「なるほど」と気づくことがある。



**情熱と答えた上司は、  
確かに熱っぽいタイプ。**

**バランス感覚と答えた同僚は、  
非常にバランスがいいタイプ。**

**強い個性と答えた部下は、社内でも  
唯一無二の個性を発揮しつづけている。**

そう、なんとなく採用基準はそれぞれの姿に  
重なるところがある。

ところで、自分とは全く違ったタイプを採用  
すると結構うまくいくことがある。自分に欠  
落する部分を、身近な異質の誰かが補う。そう  
した日常の中でいつの間にか互いが成長して  
いることがある。

自分とまったく違った「扱いづらそうな」「て  
こぶりそうな」人間を採用することがいいの  
かもしれない。

ちなみに私の採用基準は「生意気な努力家」。  
異質か？同質か？…自分で採用した部下たち  
に成長させてもらっている。(まつ)



**NEW!** **NBC Plus  
購読者募集!**

皆様のご要望にお答えし、NBC Plusの  
購読者を募集いたします。お知り合いの  
社長様へも是非ご紹介ください。  
(購読料は無料です)

**NEW!** **フェイスブック  
ページを開設!**

NBC Plus 編集部がリアルタイムな情報を  
発信中。ここから新しいつながりが生まれる  
可能性も！今後の展開をお楽しみに！

**無料!  
メールマガジン**

経営セミナーの先行案内や発刊書籍の  
情報を配信中！助成金・事業承継に関する  
コラムなどもお届けしています。  
(毎週木曜配信)

詳しくはこちら

**NBCコンサルタンツ** [www.nbc-consul.co.jp](http://www.nbc-consul.co.jp)

